

第5回労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年6月30日(月) 14:00～14:45

2. 場 所：中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

3. 出席者：

橘 慶一郎	内閣官房副長官(衆)
河西 康之	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理
坂本 里和	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長次長
馬場 健	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長次長
向井 康二	公正取引委員会事務総局官房審議官(取引適正化担当)
山下 隆一	中小企業庁長官
檜垣 重臣	警察庁生活安全局長
伊藤 豊	金融庁監督局長
阿部 知明	総務省自治行政局長
赤阪 晋介	総務省大臣官房審議官(情報流通行政局担当)
湯本 博信	総務省総合通信基盤局長
藤崎雄二郎	財務省大臣官房審議官
小宮 敦史	国税庁次長
大坪 寛子	厚生労働省健康・生活衛生局長
河野 恭子	厚生労働省政策立案総括審議官
小林 大樹	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長
井上誠一郎	経済産業省大臣官房審議官(経済産業政策局担当)
伊吹 英明	経済産業省製造産業局長
西村 秀隆	経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ・情報化審議官
和久田 肇	資源エネルギー庁資源・燃料部長
塩見 英之	国土交通省総合政策局長
平田 研	国土交通省不動産・建設経済局長
久保田秀暢	国土交通省物流・自動車局次長
角倉 一郎	環境省環境再生・資源循環局次長

(議事次第)

1. 開 会

2. 議 事

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底について

3. 閉 会

(資料)

- 資料1 労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議について
 - 資料2 価格交渉促進月間(2025 年3月)フォローアップ調査結果の概要及び「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について
 - 資料3 中小受託取引適正化法の概要
 - 資料4 円滑な価格転嫁等に資する適切な低入札価格調査の実施等について
 - 資料5 地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた取組について
 - 資料6 前回会議(12 月 23 日)における内閣官房副長官の指示事項に対する対応状況
 - 資料7 地方公共団体における週休2日工事等の実施
 - 参考資料 価格交渉促進月間(2025 年3月)フォローアップ調査結果
-

○坂本事務局次長

ただ今から、第5回「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」を開催する。

今回から、官公需における価格転嫁の観点から、財務省主計局長と資源エネルギー庁長官が本会議の新たなメンバーとなったので報告する。

昨年12月23日に開催した前回の会議では、内閣官房副長官より、各業所管局長に対して、各業種における指針の遵守状況についてフォローアップを行うこと、その際、サプライチェーンの深い層に指針の内容が浸透しているかを重点的に確認すること等について御指示があった。

今月13日に閣議決定した「新しい資本主義実行計画2025年改訂版」において、2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着させるべく、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を示し、その実行を通じた中小・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備に取り組むこととした。

特にその中でも価格転嫁については、これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきているが、いまだ道半ばであり、更に徹底して進めることが必要。

今回の実行計画では、労務費転嫁指針のサプライチェーン全体への徹底に加えて、地方の中小企業・小規模事業者にとって特に重要性の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を新たに策定して、関係省庁一丸となってこれを強力に実行いただく。

これらを踏まえ、本日は、官公需を含めた価格転嫁の更なる徹底を図るために、この会議を開催する。まず、中小企業庁長官より御報告をお願いする。

○中小企業庁 山下長官

中小企業庁から、毎年3月と9月に実施している「価格交渉促進月間」について、3月の調査の結果を紹介する。

まず価格交渉について、「発注企業から申し入れがあり、交渉が行われた」割合は全体の31.5%と、半年前の前回調査から、約3ポイント増加した。また、交渉が行われた企業の7割は、労務費についても交渉を実施する等、価格交渉しやすい雰囲気は、更に醸成されつつある。

価格転嫁について、コスト全般の転嫁率は52.4%となり、初めて5割を超えた。このうち、労務費

に限った転嫁率は、前回から約4ポイント増加し、48.6%となった。しかし、業種別に見ると、転嫁率の改善傾向がみられるが、トラック、広告、放送コンテンツ等、コストに占める労務費の割合が高い傾向があり、転嫁の状況が厳しい業種に対する対策が、引き続き課題である。

また、サプライチェーンの中で、取引段階が深いほど価格転嫁率が低い傾向が今回の調査においても確認されている。サプライチェーン全体で価格転嫁を進めるためには、労務費転嫁指針の徹底、取引適正化法の執行強化等、様々な価格転嫁対策を進めることが重要である。

これまで関係省庁御協力のもとで、10省庁から1,782団体に対し、労務費転嫁指針の遵守徹底を含む取引適正化に関する事項を御要請いただいた。

今後は、価格転嫁を阻害する商慣習を、業界ごとに具体的に洗い出していただき、それへの対応方針を定める等、具体的な取組を進めていく所存である。

続いて、官公需の価格転嫁率は52.3%、価格交渉が行われた割合は約4割となっている。「予算がないことを理由に価格交渉・転嫁を断られた」という声も聞かれ、状況の改善が急務である。

今年4月に閣議決定された、令和7年度の「国等の契約の基本方針」において、国の機関等が、発注者として、少なくとも年1回以上の価格協議を行うよう努めることや、価格交渉の申出があった際に、「予算がない」、「前例がない」といった理由で断ることがないように、誠実に対応すること等を盛り込んでいる。この方針を、総務省をはじめ各省と連携しながら、地方自治体等に周知・徹底し、官公需における価格交渉・転嫁を進めてまいりたい。

今後は、個別企業ごとに、実名入りで、価格交渉や転嫁の状況について公表し、取引方針の改善を促すほか、下請Gメンのヒアリングに基づき情報等を活用し、迅速に行政指導を行う枠組みの創設等、幅広い転嫁対策を実行していく。

さらに、来年1月からは中小受託取引適正化法、通称「取適法」が施行される。公正取引委員会とも連携しながら経済界へ周知・徹底し、各省とともに、厳正に執行していく。こうした取組により、官公需も含めた、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

○坂本事務局次長

続いて、公正取引委員会官房審議官より御報告をお願いします。

○公正取引委員会 向井官房審議官（取引適正化担当）

いわゆる下請法の改正について説明する。取引上の立場が弱い中小企業が、物価上昇に負けない賃上げのための原資をしっかりと確保できるよう、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が我が国の新たな商慣行として定着することが極めて重要である。これを実現するために、いわゆる下請法について改正が行われ、5月16日に成立し、23日に公布されている。法律名も新たに中小受託取引適正化法、略して「取適法」となる。

具体的な中身として、第一に、コスト上昇に対応した価格交渉が適切に行われるよう、発注者が一方的に代金額を決定する行為を禁止する。第二に、資金繰りのしわ寄せを受注者に押しつけることを防ぐため、取適法対象取引での手形の支払いを禁止する。第三に、物流分野の取引適正化を図るため、発荷主から運送事業者への物品の運送委託についても新たにこの法律の規制対象類型に追加される。第四に、規制逃れ対策として、従来の資本金基準に加え、従業員数による基準も導入す

る。第五に、取適法の面的な執行を実現するため、事業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する。第六に、法律名や用語を見直し、「親事業者」は「委託事業者」、「下請事業者」は「中小受託事業者」といった、時代に即した表現に改めている。

公正取引委員会では、事業所管省庁と連携し、業界団体における自主点検や再発防止のための普及・啓発活動を行っているところ。今後は、取適法の面的な執行に向けた事業所管省庁との連携にも取り組んでまいりたい。

取適法の執行強化に向け、公正取引委員会の体制整備を行っていくとともに、事業所管省庁においても適切に取適法の法執行を行うことができるよう、調査や指導のノウハウ等も記載したマニュアルを公正取引委員会において作成し配布して、講師派遣も行い、研修等も行う予定である。事業所管省庁においては、必要な体制整備等を進めていただき、取適法の執行への御協力をお願いする。

改正法の施行日については、国会での御審議を踏まえ、来年の春季労使交渉に間に合わせるべく令和8年1月1日である。関係省庁においては、取適法の施行が来年の1月1日ということで、関係団体等への周知や浸透にも御協力いただきたい。

最後に、内閣官房と公正取引委員会では、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表しており、これについては特別調査を行ったり、立入調査や注意喚起文書の送付等を行ったり、個別の事業者名の公表をしている。

令和7年度においても、既に12万名を超える事業者を対象に調査を開始しており、先日、各省庁から所管する業界団体等に対しても周知を依頼したところ。皆様の御協力に対して、この場をお借りして御礼申し上げます。

○坂本事務局次長

官公需について財務省大臣官房審議官をお願いします。

○財務省 藤崎大臣官房審議官

「円滑な価格転嫁等に資する適切な低入札価格調査の実施等」について説明する。

会計法上、競争入札を行った場合には、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者と契約をすることが原則とされているが、予定価格が1,000万円を超える請負契約については、適切に履行されないおそれがあると認められるときは、最低価格の入札者を落札者とし、しないことができるとされている。この場合、低入札価格調査を実施することとしている。

しかし、昨年、中小企業庁と合同で実施した実態調査により、本来行うべき調査を実施していない省庁があることが判明し、このような事態が円滑な価格転嫁の支障となっているのではないかと意見をいただいた。

先般閣議決定された骨太の方針と新資本実行計画においても、国の低入札価格調査制度の運用改善、あるいは物価上昇に伴うスライド対応や期中改定といった、公共調達の見直しについて記載されている。

今般、これらを踏まえ、財務省から各省庁の会計課長等に対して、低入札価格調査制度の運用改善を要請する依頼通知を6月17日に発出したところである。内容について御説明すると、一つ目の柱、低入札価格調査制度の運用の徹底について、調査導入の義務化ということで、予定価格1,000万

円超の請負契約について調査の導入を義務化し、入札価格が調査基準に該当した場合は確実に調査を実施すること。二として、入札価格に、人件費等が適切に反映されているかを確認し、特に人件費については、合理的な人件費が見込まれていない場合は、失格とすること。三として、現在は調査結果の報告を失格とした場合のみ求めているが、失格にできなかった場合も報告を求めて、今後の運用改善に活用することとしている。

また、二の公共調達における価格転嫁の徹底として、予定価格を作成する際は、漫然と前年度の契約金額を参考にせず、毎年の実勢価格・統計等を適正に反映させること、急速な物価上昇時、特に最低賃金の大幅な改定があった際には、契約金額の見直しの必要性について受注者に確認をすること、あらかじめ契約書に契約変更に関する条項を記載することを求めているところ。

その他の事項として、いわゆるオープンカウンター方式として、少額の随意契約の場合等に広く見積もり書の提出を求めて競争性を確保する方式であるが、こうした方式においても、緊急時の対応が必要となる時は、地域要件を設定することも考慮することとしている。

本通知に基づき、低入札価格調査をより実効性のある調査としていただくことも含めて、円滑な価格転嫁措置に特に御配慮いただきたい。

○坂本事務局次長

自治体の官公需について、総務省自治行政局長お願いする。

○総務省 阿部自治行政局長

自治体の官公需における価格転嫁については、昨年12月の関係省庁連絡会議以降の取組を中心に、説明する。

先日閣議決定された「新しい資本主義実行計画」であるが、官公需において適切な価格転嫁を実現する観点から、とりわけ、自治体に関しては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入の徹底、その運用の改善が盛り込まれた。

その背景として、昨年秋に実施した、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する実態調査で、特に、工事以外の請負契約において、制度の導入が進んでいないことが明らかとなったことで、それを背景とした改善に向けたご指示があった。

それに対して、本年1月に、制度を導入していない団体においては、制度を導入することや、工事契約に制度を導入している団体においても、工事以外の請負契約に制度の対象を拡大すること等を依頼した。

併せて、現在、昨年秋以降の状況をフォローアップしているところであるが、本年9月を目途に、その結果を取りまとめ、自治体ごとの導入状況を「見える化」する予定。

今回の実行計画を踏まえ、6月26日に、自治体に対して、適切な価格転嫁を実現するに当たり留意すべき事項を示した通知を発出した。これまでの助言事項に加えて、いくつか更に助言を追加している。具体的には、低入札価格調査制度や最低制限価格制度について、原則、全ての入札において導入することを検討いただきたいこと、調査基準価格及び最低制限価格について、各種法令を遵守できる適正な割合とすること、その価格の設定に当たっては、「工事請負契約に係る中央公契連モデル」において示されている算定方法や、各業所管省庁における対応も参考とすること、複数年度に

わたる契約について、指定管理者制度においても賃金水準の変動等を踏まえ指定管理料を毎年度見直す等、適切に対応すること、オープンカウンター方式を採用する場合においても、調達の性質に応じ、応募できる事業者の所在地に関する資格等を適切に定めること等を追加している。

最後に、全自治体に価格転嫁等に関する相談窓口の設置を依頼した。先週6月27日から、中小企業庁において設置している「下請かけこみ寺」において、官公需に関する相談受付を開始した。

今後、「下請かけこみ寺」に寄せられる相談について、総務省にも共有し、自治体の対応状況を把握した上で、把握した情報を基に自治体に対して必要な助言を実施する予定である。なお、全自治体の相談窓口の情報については、総務省のホームページにおいて公表した。

こうした取組を通じて、官公需における価格転嫁が進むよう一層取組を進めていきたい。

○坂本事務局次長

重点22業種の各業所管省庁から進捗状況について御報告いただく。

○警察庁 檜垣生活安全局長

本年3月、当庁は全国警備業協会に対し、従前の自主行動計画や指針内容に加え、先般、改正された下請法やサプライチェーン全体における価格転嫁の取組についても周知する要請文を発出するとともに、6月には同協会が主催する定時総会において警察庁長官からも改めて価格転嫁の取組について要請している。

また、業界における価格転嫁の状況を把握すべく、全国警備業協会において、加盟事業者を対象とした自主行動計画の進捗状況や指針に沿った対応がなされているかのフォローアップ調査を実施中であるが、同調査において、各加盟事業者が何次請けの取引段階に位置するかを質問項目に追加し、受注時の各取引段階における指針の浸透状況、労務費の価格転嫁状況等を把握する。その結果も踏まえ、協会と連携して必要な対応を検討していく。

○総務省 湯本総合通信基盤局長

インターネット附随サービス業について報告する。関係団体に対し令和6年度の自主行動計画のフォローアップ調査を行ってきた。その結果を踏まえ、対応が不十分である事項については、指針及び自主行動計画に沿った対応を徹底するよう、昨年12月に局長名の要請文書を発出した。

また、本年3月においては関係団体に対し、サプライチェーン全体への価格転嫁・取引適正化対策に関する取組の促進について、総務大臣名の要請文書を発出し、主要通信事業者4社に対しては副大臣から直接対面にて要請を行った。

要請後の取組状況については、直接の取引先から外注先まで価格転嫁が行き渡るよう周知・徹底が実施される等、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の実現に向け、一定の対応が行われていることを確認できた。

いずれにしても、令和7年度の自主行動計画のフォローアップ調査においては、こういった大臣の直接の要請の結果も踏まえて調査を行い、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化について更なる取組の促進を図る予定である。

○厚生労働省 大坪健康・生活衛生局長

ビルメンテナンス業について報告する。これまで行った取組を一覧にしているが、昨今のデータでは一定程度の成果が見られる。厚生労働省では、本年3月にかけて、全国ビルメンテナンス協会を通じて個社にヒアリングを行っている。その中で、ヒアリング対象事業者の約7割から、発注者側の予算不足が契約変更の主要なボトルネックとなっているという結果が得られた。事業者のうち、約7割が官公庁発注業務を受注していることから、厚労省ではこれまで中央省庁や地方自治体に対しても、建築保全業務労務単価の遵守状況を確認してきたが、こうしたヒアリングの現状を受けて、まずは官公庁に対し、労務費上昇を見込んだ予算確保を確実に行っていただくよう、本年8月末までに「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改正し、具体的方策を周知していく。

また、協会を通じて6月に行った会員事業者の指針の遵守状況の調査しており、これを7月中に取りまとめて、更に業界に周知していく。

○経済産業省 伊吹製造産業局長

労務費の転嫁状況については、今年3月に実施した価格交渉促進月間フォローアップ調査を活用して状況を把握している。

代表的なものを一つ紹介すると、自動車・自動車部品は労務費転嫁率が53.4%と、前回の48.9%より上昇している。

中小企業庁の発表にもあったように、取引階層が深くなっていくにつれて価格転嫁割合が低くなっていく傾向にあり、自動車・自動車部品では、一次請けだと60.2%あるが、四次請け以上にいくと42.1%まで落ちている。

業界団体の理事会、会員企業の社長、役員等で構成される様々な定例会合の場を活用し、引き続き要請を行っていきたい。

その他の業界について、家具関係は平均より低い傾向が続いている。機械関係は平均より高いものの、引き続き要請が必要な状況が続いている。

引き続き、しっかり連携していきたい。

○経済産業省 西村商務情報政策局サイバーセキュリティ・情報化審議官

重点業種に該当する「情報サービス業」について、業界団体である情報サービス産業協会等を通じて、これまでも取引の適正化や価格転嫁の徹底の要請等を行ってきた。

例えば、同協会の今年3月の理事会で、竹内経済産業省大臣政務官から、各理事に対して、取引先の更に先まで考慮した価格決定や労務費転嫁指針の遵守の徹底等について要請を実施したところである。

当省からの要請に加えて、労務費の適切な価格形成・価格転嫁を呼びかける会長レターの発出や、発注者として必要な対策等をまとめた「取引適正化実践マニュアル」の公表等、協会独自の取組も積極的に行っている。

今後も価格転嫁を促進するため、年内に会員企業の役員等で構成される各団体の定例会合に担当局長、担当課長等が出席し、労務費転嫁の促進に向けた情報発信や要請等を行っていく。

○経済産業省 井上大臣官房審議官（経済産業政策局担当）

商務・サービスグループでは、重点業種に該当する「印刷・同関連業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「広告業」の３業種について、従前から業界向けの説明会、業界団体から傘下企業への周知徹底を実施してきた。

まず、「印刷業・同関連業」については、価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査等を通じて労務費の転嫁状況を定期的にフォローしている。この調査結果や労務費を含む価格転嫁について、印刷業界の各団体を取りまとめている「日本印刷産業連合会」の運営委員会や理事会等を通じて、都度、説明・要請を実施してきたが、今年度もこれを継続していくことで、経営層に対する価格転嫁の浸透を図っていく。

また、官公需印刷物について、過度な低価格競争を抑制させるため、地方公共団体に対して適正な予定価格の作成や最低制限価格制度等の導入を促すための通知を今月発出した。

「映像・音声・文字情報制作業」についても、フォローアップ調査を実施しており、労務費の転嫁状況をフォローしている。この調査結果を踏まえ、各団体から会員企業に措置の要請を行うとともに、担当管理職・担当者から、業界団体の理事会や業界の各層の団体が集まる会合等において直接協力を要請してきたところ、今年度も継続的に実施していくことで、業界全体に価格転嫁を浸透させていく。また、業界団体が作成する自主行動計画については、令和７年９月中を目途に必要な見直しを実施の上、改定される予定である。

「広告業」について、本年３月にフォローアップ調査を実施済みであり、労務費の転嫁状況をフォローしているところである。この調査結果を踏まえ、令和７年９月までに、業界団体等を通じて、適正な価格設定の促進や、各団体における資格制度の奨励による業界全体の付加価値向上等を求めていく。

引き続き、業界団体や関係省庁と連携しつつ、労務費の適切な転嫁が進むよう取組を進めていく。

○総務省 赤阪大臣官房審議官（情報流通行政局担当）

放送・コンテンツ分野においては、令和６年度、ヒアリングや実態調査を実施している、サプライチェーンの深い層を含む番組制作会社間の取引については、取引価格の決定に際して、「事前協議を行った」と回答した割合が、前年度の64%から71%へと、７%増加している。一方で、放送事業者と番組制作会社の取引については、71%と横ばいの状況であり、引き続き、価格交渉・価格転嫁を促す取組が必要である。

今年度、総務省においては、標準となる見積書を元に、コストに関する各種統計情報を出力する、価格交渉の支援ツールの作成を行う予定である。

○国土交通省 平田不動産・建設経済局長

「総合工事業」、「不動産取引業」、「不動産賃貸業・管理業」、「技術サービス業」について、説明する。

まず、労務費指針の遵守状況のフォローアップについて、本年４月から６月にかけて、業界団体を通じて調査を実施した。

結果については、業種ごとにまとめているが、発注者としては、おおむね、5割から約9割の企業で協議を実施している、約7割弱から9割の企業において労務費等のコスト上昇を価格に反映している、5割から8割弱の企業においてサプライチェーン全体での適切な価格を決定しているとの結果となった。また、受注者としても、約5割から9割の企業で協議を行うことができているという結果になり、各業種において、多くの企業が労務費等のコスト上昇を価格に反映できていることを確認している。

次に、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の徹底に向けた周知・要請についてであるが、「総合工事業」の関係では、本年2月に石破総理と業界4団体との間で実施した車座対話において、国土交通大臣より労務費転嫁指針の遵守について直接要請している。本年6月には大臣名での要請文書の発出も行った。

また、その他の3業種である「不動産取引業」、「不動産賃貸業・管理業」、「技術サービス業」についても、本年5月、業界団体に対して大臣名で要請文書を発出し、サプライチェーンの深い層への価格転嫁の浸透を要請した。

国土交通省としては、引き続き、「サプライチェーン全体での適切な価格転嫁」の徹底に向けて、各業界への周知・普及啓発を図っていく。

もう一点、建設分野における処遇改善・担い手確保に向けては、労務費の転嫁とともに、働き方改革の推進が必要。ここでは、市区町村等における週休2日工事の進展について報告する。

建設業の総労働時間は、他産業と比較して、依然として長い傾向にあるが、建設投資市場においては公共事業が35%を占めることから、官公需の分野からの取組の拡大が重要である。しかし、現状、都道府県や指定都市では、全ての団体で週休2日工事が導入されている一方、市区町村では、近年取組が進みつつあるものの、約半数の団体が週休2日工事を実施したことがない等、なお取組が遅れている状況である。

このため、国土交通省においては、これまでも市区町村に対し、週休2日工事の導入等を要請してきたが、橋副長官の御指示も踏まえ、改めて、総務省とも連携して、本年4月10日に全国の地方公共団体に対し要請を行った。

また、昨年3月には、発注者である市区町村も遵守しなければならない「工期に関する基準」を改定して、時間外労働規制を遵守した適正な工期設定等を明記した。

そして、今月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、公共工事・民間工事問わず週休2日等休日を考慮した工期設定の徹底等を促し、労働環境の改善を図る旨を明記したところである。

実行計画の記載等も踏まえ、関係省庁の垣根を超え、政府全体として建設業における働き方改革の取組をより一層強力に進めていく。

○国土交通省 久保田物流・自動車局次長

道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附随するサービス業、自動車整備業について、荷主との契約内容の書面化や、「トラック・物流Gメン」による荷主等への監視体制の強化等、取引環境の適正化に向けた取組を推進しているが、取引階層が深くなるにつれて転嫁の割合が低い傾向がみられる。

このため、今年4月にはトラック運送業界団体に対し、改正下請法への施行前からの対応、ある

いは実運送に係るコストを勘案した価格決定、運賃増収分の確実な賃上げについてトラック運送業界団体に対して国土交通大臣から対面で要請して、5月に開催された荷主業界及び物流業界との意見交換会の場でも改めて両者に要請している。

続いて「自動車整備業」について、関係省庁と連携して、事故車修理の価格交渉に関する情報提供窓口の設置、損害保険会社との対話等を進めるとともに、今年3月には、板金塗装等を行う車体整備事業者が損害保険会社等に対して労務費の転嫁等の価格交渉を行うために取り組むべき事項を指針として策定し、公表した。

参考であるが、こうした取組の結果として、板金塗装の業界団体である日本自動車車体整備協同組合連合会は、大手損保4社各社と中小企業等協同組合法に基づく団体交渉を行ったところ、30年間では見られなかった工賃単価の引き上げ幅で合意する等、労務費転嫁、賃上げに関して一定の成果が得られているという状況である。

引き続き、事故車修理以外の自動車整備を含めて、実態把握を進めるとともに、関係省庁や業界団体等と連携し、労務費の転嫁が適切に行われるよう、必要な対応を進めていく。

○金融庁 伊藤監督局長

金融庁においては、副長官の御指示を受けて、所管する金融・保険分野の事業者に対して、全国銀行協会、生命保険協会、損害保険協会をはじめ25の業界団体を通じて、価格交渉促進月間フォローアップ調査結果を示し、発注企業において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注側中小企業との価格交渉を行うことや、その際には、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること等、指針の遵守徹底等を促す要請文を発出し、要請している。

また、国土交通省から紹介があった損害保険会社と自動車整備事業者との関係については、これまでも取り組んできたが、適切な価格交渉が行われるよう、損保会社・損保業界に対して、指導を引き続き行っている。

本会議での議論も踏まえ、金融・保険分野において、労務費の価格転嫁の取組が進むよう、指針に沿った対応の徹底等を促していく。

○坂本事務局次長

それでは、橋副長官より本日の会議の取りまとめと今後に向けた御指示をいただく。

○橋内閣官房副長官

本日は、第5回目の「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」を開催した。

石破内閣では、30年にわたって続いたコストカット型経済から「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に転換するため、取組を進めてきた。5%を上回る賃上げが2年連続で実現している、成長型経済への移行を確実なものとする正念場に来ている。

今般、「新しい資本主義実行計画2025年改訂版」において、「賃上げこそが成長戦略の要である」として、2029年度までの5年間で、実質賃金で年1%程度の上昇を賃上げの新たな社会通念、ノルム

として我が国に定着させることを目標に掲げた。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者について、全国、津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるためには、「賃金向上推進5か年計画」を進めていかなければならないということで、これをお示しして、政策資源を総動員して5年間集中的に取り組むこととした。

この5か年計画の中でも、賃上げと投資の原資の確保のため、価格転嫁の徹底が第一の柱に掲げられている。特に地方では官公需の占める割合が高く、国はもちろん、自治体においても価格転嫁を着実に進めていかなければならない。

本日は、「労務費転嫁指針」の徹底に向けた取組の進捗状況について、各業所管省庁から報告を受けるとともに、財務省と総務省からは、今般の5か年計画に基づく官公需における取組方針について御説明をいただいた。

中小企業庁からは、本年3月のフォローアップ調査の結果、価格転嫁は、前進はしているものの、引き続き、サプライチェーンの深い層で転嫁率が低くなっている、サプライチェーン全体への指針の徹底が課題であるとの報告があった。

こうした結果も踏まえ、これまでの皆様方の努力・尽力に改めて御礼を申し上げながらも、決して手を緩めることなく、指針を更に徹底していくための多面的な取組として、今日は九点をお願い申し上げる。

①まず、官公需である。国や自治体において労務費等の価格転嫁を徹底するため、制度所管省庁である財務省・総務省・中小企業庁と各業所管省庁は、国等の低入札価格調査制度の適切な運用と工事以外の請負契約への拡大、自治体において最低制限価格制度等の活用の徹底や制度の導入状況の可視化等、5か年計画に記載された取組を着実に進めること。

その際、物価上昇に伴うスライド対応等を徹底する方針も踏まえ、適切な価格転嫁の実施の前提となる必要な予算の確保をぜひしっかりとお願いする。

②各業所管省庁においては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度が適切に導入・運用されるよう、財務省・総務省とも連携の上、両制度における設定基準について具体的な検討を早急に進めること。

特に、警備業、ビルメンテナンス業、印刷業、燃料小売業については、官公需における課題が指摘されていることも踏まえ、業界団体と連携し、適切な予定価格の設定のための標準単価の検討もお願いする。

③国交省と総務省は、公共工事において、週休2日等休日を考慮した工期設定が徹底されるよう、引き続き市区町村での取組を促すこと。

④事業者間の価格転嫁についても徹底を図っていく。各業所管省庁においては、引き続き、価格転嫁状況や指針の遵守状況を調査し、その結果を踏まえて必要な対応策を検討・実施すること。その際、特にサプライチェーンの深い層について、指針が徹底されるよう、十分な対応をお願いする。

⑤特に、今般の中小企業庁の調査結果において、労務費転嫁の状況に大きな改善の余地があった、トラック運送、通信、広告、廃棄物処理、放送コンテンツ等については、こうした調査結果も示しつつ、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導をお願いする。

⑥下請法が改正された中小受託取引適正化法（取適法）の施行に向け、公正取引委員会の体制を抜

本強化いただくとともに、各事業所管省庁においても、新たに法定された指導・助言権限を適切に行使できるよう、公正取引委員会や中小企業庁と連携をし、業種別Gメン等の拡充・強化を含め執行体制の整備を進めること。

⑦公正取引委員会は、今年度も特別調査を実施し、立入調査等必要な対応を実施すること。

⑧中小企業庁は、今般の調査結果も踏まえ、事業者名公表を行うとともに、問題のある発注企業の経営トップに対し、事業所管大臣からの指導徹底を実施させること。

⑨各業所管省庁は、本年9月の中小企業庁の「価格交渉促進月間」に向けて、業界団体等への周知広報等、積極的な協力をお願いする。

引き続き、この連絡会議の場において、継続的に各省庁の取組状況を御報告いただくので、更に着実に取組を進めていただくよう、私の方からお願い申し上げます。